



No. 5

編集：日本弁護士連合会
国際室
03(3580)9741

記事内容

- 司法改革本部・国際化検討会への期待 (7面)
- 日弁連のローエイシア加入に寄せて (7面)
- 欧州評議会 (7面)
- 国際交流委員会主催の各弁護会との交流会 (8面)
- パブリック・インテラスト・ローヤリングを学ぶ (8面)

●このニュースについては国際室までお問合せください。

司法制度改革推進本部・国際化検討会への期待

国際室室長 上柳 敏郎 (第一東京)

内閣司法制度改革推進本部国際化検討会では、外国弁護士との特定共同事業の要件緩和について論議がなされております。しかし、国際化検討会で検討されるべき課題は外弁問題だけではなく、司法制度改革審議会意見書(特に53頁)を具体化するためにも、内外のニーズに応える幅広い検討が必要であり、今秋以降の展開が期待されます。以下、国際協力(法整備支援等)並びに司法及び弁護士の国際化について、去る3月に行った日弁連プレゼンテーションの骨子を紹介します。

国際協力強化のために

日弁連は、ここ数年カンボジア等との国際協力として、法律家受け入れ研修、専門家派遣、現地セミナーを担当しています。国際機関等で活躍する会員も出てきており、国際交流委員会や国際司法支援活

動弁護士登録制度等体制も強化してきました。今年度は、カンボジア王国弁護士会弁護士養成校や法律扶助制度・リーガルクリニックへの協力も模索しています。

法律分野での日本の協力の特徴は、人づくりと受入国の主体性の重視です。法案起草支援においても現地法律家による検討確保等の工夫をしています。弁護士や弁護士会は、NGO性、多様性、多元性等の特徴を活かして、各方面との長期的人間関係の構築を含め貢献に努めています。

今後の課題として、日本法についての外国語資料も含め、研修講師や派遣専門家のバックアップ体制の強化、国際機関への人材派遣、ロースクール留学生枠、弁護士会内研修等人材育成のための長期的体制の構築が検討されるべきであります。

司法及び弁護士の国際化のために

国際化のなかでの日本居住者のニーズに積極的に対応し、「多様・異質な意見や生き方を許容する」(司改審意見書53頁)ために、例えば、外国人法律相談・法律扶助の充実、通訳の権利化、外国法情報の整備、日本法令、法律文献の翻訳が必要です。

また、社会の様々な場面での人権の保障や「国際社会との価値観の共有」のために、国際人権法の日本での履行確保が求められます。例えば、自由権規約委員会の日本政府への勧告(1998年)の履行推進、上告理由に条約・国際慣習法違反を追加する訴訟法改正、自由権規約第一選択議定書等(個人申立権)加入、法曹の国際人権法研修等です。

さらに、日本司法の「国際的対応力を強め十分な存在感」を発揮していくために、ビジネスローフィールドでも、国際仲裁センターの設置や、弁護士秘匿特権拡充、訴訟手続の改善等抜本的かつ幅広い検討が、国際化検討会に期待されます。

日弁連のローエイシア加入に寄せて

元ローエイシア会長 小杉 丈夫 (東京)

当連合会は、ローエイシアに団体加入することを正式に決定いたしました。この決定につき、元ローエイシア会長の小杉丈夫会員より、メッセージを頂戴しました。

1. 日弁連がローエイシアに団体加入

日弁連のローエイシア団体加入が正式に決定された。画期的な出来事と思う。何よりも、日本の弁護士の目がアジア・太平洋地域(地域)に向けられるようになったことに、時代の流れを強く実感する。

最近の地域諸国の日本の司法や法律家に対する見方は大きく変わりつつある。

一昔前は、アジアで初めて西欧法を導入して近代化を実現した国として、日本の司法に対する評価は高かった(もっとも、自ら汗を流して地域の発展に貢献することの少ない日本人法律家に対する批判も、また強かった)。

しかし、最近のアジア諸国の経済発展と、これと対照的な、日本の長びく経済不況により、「日本は手本にならない、われわれは日本なしでもやれる」という風潮が生まれつつある。これは由々しき問題である。

アジア諸国の弁護士のレベルは急速に上っており、国際通用性という観点からみても、日本の弁護士は決してトップレベルではない。日本の弁護士は、世界の中で日本の弁護士がおかれている立場を、もっと客観的に知る必要がある。また、日本の存在感を示すためには、日本の弁護士の活動や、日弁連が取り組んでいる人権擁護や司法改革の課題についても、もっと積極的にPRすることが必要である。

日弁連のローエイシアへの加入が、日本の弁護士にとって広い視野から、自らの立場を見直し、アジア地域の法律家と積極的な交流をはかるきっかけとなることを期待したい。

2. 期待される「リーダーシップ」

法の分野において、アジア・太平洋地域においてほかに強いリーダーシップをとれる国は存在しない。いかに中国の躍進が目ざましいからといって、各国の中国への警戒心は強く、アジア太平洋地域で先導権をとれる状況にはない。アジアのもう一つの大団インドも、信頼感が薄い。マレーシア、タイ、シンガポールなどのアセアンの国も力不足である。

日本としては、韓国、中国など漢字文化圏の国々との連携を強めつつ、地域の先進国であり、ローエ



イシアの発祥地でもあるオーストラリアと協力して、貢献の途を探るのが現実的であるし、実効性も期待できる。

3. 2003年、東京でローエイシア大会開催

その意味で、2003年9月東京で開催されるローエイシア東京大会は、日本にとって、存在感を示す絶好の機会となろう。すでに、三ヶ月組織委員長の下に、小堀樹元日弁連会長をはじめとする4名の副組織委員長を擁する組織委員会が発足し、大会の準備が始まっている。日弁連は、人権や弁護士の公益活動に関連したセッションを企画・運営することが構想されている。

日本の法律家の総力をあげた、有意義な大会になることを願っている。

弁護士の独立に関する欧州会議

国際室嘱託 外山 太士 (東京)

2月25、26日の2日間、欧州評議会(Council of Europe)の主催による弁護士の独立に関する会議がフランスの保養地バイヨンヌ市で開催されました。折りから、弁護士や弁護士会の独立性が、司法改革の議論の中で問題となっていることもあります。日弁連からは外国弁護士及び国際法律業務委員会の石畔重次会員(名古屋)と当職とが参加しました。

会議の主要なテーマは、弁護士業務の商業化が進むなかで、伝統的に承認されてきた弁護士の独立や弁護士会の独立と言った価値が欧州各国で脅かされる状況にあり、これにどう立ち向かえばよいかということでした。この点では、弁護士自治や弁護士の営業自由化が問題となっている日本の状況に極めて近いものです。「弁護士会の独立は、自然権ではないのだから、これを理論づける十分な理屈を用意しておかなければ、容易に浸食される。われわれ弁護士はこれまで当然のこととして深く考えてこなかっ

た」という指摘は正しいと思います。

さらに議論のなかで、イタリア弁護士会の報酬規程が競争法違反かどうか、弁護士と会計士等との異業種共同事業(MDP)を禁じるオランダ弁護士会会規が適法かどうか、といった日本でも非常に重要な論点について、欧州裁判所が今年になって下した判決のことも出されました。これらの判決が日本にも影響力を持つことは疑いありません(事案・概要について外弁委ニュース10面参照)。

全体的な印象として、欧州の弁護士会と日本の弁護士会とは、意外に多くの共通課題を有していると感じました。ある参加者が、「アメリカの弁護士はお金のことしか考えていないが、ヨーロッパ人は家族、人生、社会をもっと大切にする」というのを聞いて、日本と欧州とはメンタルな面でもより近いかなと思いました。今後、密接な情報交換をしていく必要を感じます。

国際交流委員会主催の各弁護士会との交流会

国際交流委員会副委員長 内田 晴康(第二東京)

国際交流委員会では、6月15日(土)に初めての企画として国際交流交歓会を開催します。日弁連の国際活動は多岐にわたり、当委員会の担当でもカンボジア等の法制度整備支援、外国法曹団体との交流等に積極的に取組んでいます。単位会においても外国法曹団体との交流、外国人の法律問題の援助その他ユニークな国際交流活動が行われています。

交歓会のセミナーの部では、パネルディスカッション方式で、各単位会の国際交流活動を紹介してもらい、今後の活動の拡大についての意見交換することを通じ、活動を広げて行くための刺激とヒントを相互に得ることを狙っています。また、日弁連の活動とリンクさせることで全国的な運動とすること

も可能であり、そのための方策についても意見交換することになります。

セミナー終了後は、会員、在外公館、海外の商業会議所等の担当者を含めて、国際交流の苦労話、思い出、将来像を語りながら親睦を深めることになります。国際交流に関心のある会員の方はぜひ出席して交流のネットワークを構築して下さい。

国際交流交歓会のご案内

日時：2002年6月15日(土) 午後3時から6時、

終了後懇親会を開催

場所：弁護士会館17階 日弁連1701会議室

問い合わせ：日弁連国際課

日弁連国際業務アシスタント制度スタート！

日弁連では、拡大する国際業務に対応するために、「国際業務アシスタント」を募集することと致しました。このお仕事は、法律分野に詳しく、外国語の能力が高い方に、「国際業務アシスタント」として国際室に登録していただき、海外の法律問題に関する資料や日弁連の会長声明や意見書等の翻訳業務、及び外国法曹関係者の訪問の際の通訳業務等をお手伝いいただくことになります。

現在、リニューアルした日弁連ホームページ(<http://www.nichibenren.or.jp/>)に詳細を掲載しております。

ご関心のある方のご応募をお待ちしています。お知り合いの方にもぜひおすすめください。

お問い合わせは日本弁護士連合会国際課へ。

TEL: 03 3580 9741 FAX: 03 3580 9840

E-MAIL: kouhou@nichibenren.or.jp

パブリック・インタレスト・ローヤリングを学ぶ

在ニューヨーク・三木俊博(大阪弁護士会)

私は、いま、日弁連推薦留学制度の適用を受け、「客員研究員」としてニューヨーク大学ロースクールに在籍しています。研究分野は「消費者法」「投資者保護法」です。ロースクールで「証券取引法」を受講するとともに、アーヴィング教授のゼミ「Global Public Service Lawyering Theory and Practice」に参加しています。また、ニューヨーク市弁護士会(ABCNY)・消費者委員会の臨時会員となってその定例会やシンポジウムに出席したり、NCLC(National Consumer Law Center)が主催する「消費者権利訴訟研究集会」に出席したりもしています。

ここでは、前記ゼミのことを紹介したいと思います。ゼミ生は全員が世界各国で公共的な弁護活動に携わっている弁護士です。今年度はナイジェリア・ブルガリア・イスラエル・インド・バングラデシュ・フィリピン・中国(本土)・アルゼンチンからの計10人で、私も、主宰者のアーヴィング教授(日弁連との窓口教授である)に誘われて参加しています。

国際的な視点での公共的弁護活動に関する論文を読んでの意見交換だけではなく、公共的訴訟(国内・国際)に携わっている実務家を招いてのディスカッション、リーガル・サービス(低所得者向けの地域公設法律事務所・民事専門)への訪問、夜間勾留審理の傍聴(注:リーガル・エイド・ソサエティー所属の刑事専門弁護士が被疑者弁護を担当することが多い)、ワシントンDCに出かけて国際的な人権・環境監視団体(例:ヒューマン・ライツ・ウォッチ)・世界銀行とIMF・共和民主両党議員の政策秘書などへの訪問と、極めて多彩で刺激的な内容です。春学期後半にはゼミ生の実務経験に基づく事例報告と討論も行われ、私は豊田商事事件を素材に、日本における「弁護団方式」での公共的弁護活

動の一端を紹介しました。



●世界各国から集まったゼミ生
(中列左から2人が筆者)

国際室日誌

2001年

- 4月5日 英国エセックス大学法学部教授
- 5月24日 スロバキア国会議員
- 6月11日 エリトリア法律家
- 7月2日 ドイツ連邦共和国地方裁判所判事
～5日
- 7月18日 北京市高級人民法院副院長
- 8月21日 A L S A (アジア法学生協会)
- 9月5日 ベトナム法律家協会事務局長
- 9月11日 中国司法部代表団

9月18日 アルゼンチン連邦裁判所判事

10月22日 ソウル地方弁護士会役員

11月1日 大韓民国研修裁判官

12月17日 広東省弁護士協会

2002年

- 2月21日 英国ロー・ソサイエティー会長
- 2月27日 ヨルダン・エジプト・パレスチナ女性法律家
- 3月14日 台湾法務部検察官視察団
- 3月28日 インドネシア国会議員